

苫小牧市工事等に係る予定価格の事後公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格の入札後における公表（以下「事後公表」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 事後公表の対象とする工事等は、予定価格が1,000万円以上（建築一式工事については5,000万円以上）の工事等（苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除く。）及び随意契約による工事等とする。

(予定価格の公表)

第3条 予定価格の事後公表については、落札者の決定後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(入札の執行)

第4条 事後公表の対象とする工事等の入札については、苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。

- (1) 再度の入札は、1回のみ行うものとする。
- (2) 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができるとされているが、真にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、随意契約を行わないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事等に係る予定価格の事後公表試行実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。